

空き家対策

# 各部の連携した取り組みが 求められるのでは？



梅村 勝久 議員

**答** 研究を重ね、適切な体制を判断する

問

高島市では空家を活用し定住促進を図る「空き家紹介システム」があるが、実績と問題点を問う。

答 政策部長

実績は、平成23年度からこれまで登録件数が46件で、成約件数が18件です。問題点は、安全面等が一定水準以上の物件である必要があり、紹介できる物件が少ない点です。

問

国では「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行された。この中で倒壊の危険がある建物等を「特定空家等」と呼び、環境面の問題解決への施策が示された。空家の総数と「特定空家等」についての問い合わせの状況は。

答 政策部長

空家の総数は、統計調査によると約4千840戸となっています。空家対策法

に関する報道もあり、空家所有者の関心は高く、問い合わせは増えています。

問

県内各市と比較して当市は統計上「特定空家等」が多い。人口減少に伴い、近い将来大きな問題となる。空家対策法についての見解と取り組みに対する意識を問う。

答 政策部長

人口減少と共に増加する空家への対応は大きな問題になると認識しています。法整備を受け「特定空家等」にも真剣に取り組んでいかなければならないと感じています。

答 土木上下水道部長

行政区域内の空家の現状を把握した上で、国が示した「特定空家」の判断基準であるガイドラインに組み入れていかなければなりません。

問

「空家等対策の推進に関する特別措置法」の取り組みは、政策・都市計画・環境・税務・防災等の多岐に亘るため、各部の連携した取り組みが求められる。どのような体制で臨むのか。

答 政策部長

国土交通省の説明会や県の連絡調整会議に出席するなど、研究を重ねています。今後、適切な体制を判断します。

問

取り組みの初めに、計画の策定が必要になる。活用方法によって国の支援もあり、区域の指定等もできる。早期に計画策定をすべきと考えるがいかがか。

答 政策部長

研究の中で計画策定も含め、適正に判断して取り組みます。

問

「特定空家等」の活用においては除却事業タイプがあり、観光振興の必要な地点を区域指定し、除却地を駐車場にして路上駐車対策と観光振興を行えば、三方良しの政策にもなる。地方創生戦略と共に見直しを検討出来ないか。

答 政策部長

除却については個人の所有物であるため、十分な検討が必要ですが、所有者の合意が得られたものは活かせると思います。今後、検討します。



市内に点在する空家